

「任期付審判官と弁護士の異同」

ペンネーム：おひさま

皆さんは、国税不服審判所についてどのようなイメージをお持ちでしょうか？私は、弁護士として働いていた当時、漠然と、「国税に関するトラブルを専門的に扱うところであり、税法の知識や経験が必要なのだろう。」と考えていました。そして、「そのような知識や経験の乏しい私には、任期付審判官として働くのは難しいだろう。」とも考えていました。

しかし、任期付審判官の主な職務内容は、以下の 3 点です（詳細については、審判所のホームページ参照）。

- 1 審査請求事件について、質問・検査・証拠書類の収集等を行うこと
- 2 適正かつ迅速に事実の認定及び税法等の解釈を行うこと
- 3 調査・審理の結果に基づき、合議体を構成する他の審判官等と議論を尽くし、その議論の結果を踏まえて適正かつ迅速に議決書を作成すること

この職務内容をご覧になって、「あれ、任期付審判官の業務って、弁護士の業務と似ていない？」と感じた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。実際、審判所で約 2 年半働いて感じたのは、任期付審判官は判断権者ではあるものの、職権調査権（国税通則法第 97 条）があるので、弁護士のように必要な証拠収集や関係者へのヒアリングを自ら行える、ということです。そのため、弁護士業務で培ったノウハウを応用して業務を進めることが多々あります。（ただし、審判所では争点主義的運営をしていますので、争点外事項については、原則として新たな調査を行いません。）

一方、任期付審判官業務と弁護士業務で一番大きく違う（と私が感じている）のは、案件が全て税法関係である以上、業務を進める上で税法の知識が重要とい

う点です（当然と言えば当然ですが。）。そのため、税法の勉強が必要ではありませんが、審判所で勤務している国税出身の方々は、税務の現場で長年キャリアを積み、税務における知識や経験が豊富ですので、その方々と話をすることで、理論面はもちろんのこと、「生きた税法」ともいべき租税実務を学べます。冒頭でも書いたとおり、私の税法に関する知識や経験は、審判所で勤務する前は乏しいものでしたが、審判所自体が税法を学ぶ場として最良の環境であることから、仕事面で特段困ったということはありません。

また、弁護士時代と比べ、自分の時間を作りやすいこともあり、税法の勉強だけでなく、税法と関連する会計の勉強（簿記の資格取得）を行ったりもしています。弁護士時代は、日々の業務に追われ、スキルアップのための勉強がなかなかできませんでしたので、このように関連分野についての勉強を行える点も、弁護士時代との違いであり、また魅力でもあると思います。

以上が、審判所で実際に働いてみての率直な感想であり、冒頭で書いた審判所や任期付審判官に対するイメージとは全く異なっていました。本コラムをお読みの方の中には、審判所や任期付審判官について、かつての私と同じようなイメージをお持ちの方がいらっしゃるかもしれませんが、是非とも、認識を新たにしていただければと存じます。そして、1名でも多くの方が任期付審判官業務に興味をお持ちになれば、望外の幸せです。

- 本コラムは、すべてテーマに関する執筆者個人の感想や視点に基づいて書かれたものであることとお断りしておきます。